

議第104号

高山市印鑑条例の一部を改正する条例について

高山市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

印鑑登録証明書の申請方法を拡充するため改正しようとする。



申請等)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機をいう。）に次の各号のいずれかに掲げるものを用いて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号を使用し、又はこれに代わる認証を行い必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）
- (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）

請等)

第10条の3 前2条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら統合端末（認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成15年総務省告示第706号）第1条第3号に規定する統合端末をいう。）又は多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機をいう。以下同じ。）に次の各号のいずれかに掲げるものを用いて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号による認証又はこれに代わる認証を行い、書面（多機能端末機の場合は、必要な事項の入力）により印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード
- (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備

この条例は、令和6年1月4日から施行する。